

會學濟經學大國帝都京

# 經濟叢論

號一第 卷(十四第)

月一年四十和昭

經濟叢論 每月一日發行  
第四十八卷第一號 昭和十四年一月一日發行  
大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

作田博士還曆記念論文集

(禁轉載)

目次

作田莊一博士肖像……………卷頭

作田莊一博士稿「日本經濟學の正體」……………一

日本的學問の文化史的意義及び基本的諸典型……………文學博士 米田庄太郎……………三

東亞民族の形成……………文學博士 高田保馬……………六

日本經濟史研究の發展……………經濟學博士 本庄榮治郎……………五

理論學としての日本經濟學……………經濟學博士 谷口吉彦……………七

産業組合の耕地管理……………經濟學博士 八木芳之助……………三

印度に於ける國民的産業能率の遲滯性に就て……………經濟學士 大塚一朗……………二

「日本的」なるものゝ意義及び探求に就て……………經濟學士 中川與之助……………二

資本主義と支那事變……………經濟學士 柴田敬…一四三

明治時代農村手工業の消長……………經濟學士 堀江保藏…一六三

我國に於ける預金通貨統計の發達……………經濟學士 中谷實…一七六

保險思想の發展……………經濟學士 佐波宣平…一九三

歴史學派に於ける國民經濟の概念……………經濟學士 白杉庄一郎…二二二

日本共同體經濟學の建設者佐藤信淵……………經濟學博士 石川興二…二二七

國事資金法の提案……………經濟學博士 小島昌太郎…二四九

農山漁村財政の五箇年記録……………經濟學博士 汐見三郎…二六九

支那の社會成層……………法學博士 財部靜治…二八八

# 農山漁村財政の五箇年記録

汐見三郎

## 一序言

大都會の市民の中には直接國税を納付せず、従つて地方税を負擔する事なく生活してゐる人が相當の數に上つてゐる。郡部に於ては直接國税を納付しない人はあつても地方税は納めない人は殆んど存しないのである。大都會の市民の財政生活が國家財政中心に編まれてゐるに反し郡部の住民の財政生活は地方財政中心に營まれてゐると云つても過言でない。これ我が國民の財政生活を全國通じて概括的に觀察する以外に、都鄙を區別してそれぞれの財政生活を研究する必要がある所以である。

かくの如く郡部の住民の財政生活が主として地方財政中心に送られてゐる事は著しい特色であるが、其の財政生活の内容は居住する地方により異り、従事する主要産業の如何により違つてゐる。故に郡部住民の財政生活を一律に觀察する事が出来ない。茲に郡部住民の財政生活を概括的に觀察する以外に、地方別、主要産業別に考察する必要がある。

筆者は内務省地方局の先鞭にならひ農村、養蠶村、山村、漁村の住民の財政生活につき昭和九年より標本調査

を始めたのである。地方局の調査は其後の時々必要に應じ方法を變じ必ずしも一貫してゐないが、筆者は日本學術振興會の援助の下に最初からの調査方法を變更する事なく繼續し、昭和九、十、十一、十二、十三の五箇年にわたり記録を明かにしたのである。區域が京都府、大阪府、滋賀縣、奈良縣、兵庫縣の二府三縣に限られてゐる點は遺憾であるが、紙上調査を避け實地調査に重きを置いた點は本記録の特色である。實地調査は筆者自ら之を行つたが、手の足りない所は川杉競學士と柏井象雄學士とより助力を受けたのである。

先づ過去五年間の國家財政と地方財政との交渉を述べ、次に二府三縣に於ける代表的農山漁村の特色を示し、然る後に農山漁村の財政生活の記録を明かにしたい。

## 一 地方財政補給金の發展<sup>1)</sup>

從來、我國の地方財政は國家財政より獨立する事を建前とし、國家財政と地方財政との聯絡は比較的薄弱であつた。勿論、國稅徵收交付金を大藏省より市町村に交付するが如き、警察費連帶支辨金を内務省より道府縣に渡すが如き、特定の國政事務を地方團體に委任し、其れに對し特定補給金を與へる事はよく行はれる方法であつた。然し使途を特定行政事務に限定せずして地方團體の財政缺陷を補ふ爲めに與へる財政補給金に至つては、昭和十一年度の臨時町村財政補給金を始めとするのである。この臨時町村財政補給金は昭和十一年度限りで消滅したが、臨時地方財政補給金を昭和十二年度に計上し昭和十三年度には増額し昭和十四年度にも前年度と同額の臨時地方財政補給金を支出する筈である。此等の財政補給金と關連して考ふべきは小學校教員俸給分擔金と尋常小

1) 拙稿：地方財政調整交付金制度（自治制發布五十周年記念論文集）。

學校費臨時補助金との二つであつて準財政補助金と名づくべきである。此の二つの補助金は小學校と云ふ特定行政事務に關連してゐるから此の點から云へば特定行政目的の補助金であるが、その分配方法が財政力強き所に薄く財政力弱き所に厚いので此の意味では財政補助金であり、以上二つの性質を併せ考へて見ると準財政補助金と名づける事が出来る。國庫支出の財政補助金と準財政補助金とを合計すると、第一表を得る事が出来る。

第一表 國庫支出の財政補助金及準財政補助金の累年比較(單位百萬圓)

年 度	歳 出 部			合 計
	歳出經常部	歳 出 臨 時 部		
大 正 十 年	一〇			一〇
十 一 年	一〇			一〇
十 二 年	四〇			四〇
十 三 年	四〇			四〇
十 四 年	四〇			四〇
昭 和 一 年	七〇			七〇
二 年	七五			七五
三 年	七五			七五
四 年	七五			七五
五 年	八五			八五
六 年	八五	一一		八五
七 年	八五	一二		九七
八 年	八五	一二		九七

九年	八五	一一			九七
十年	八五	九			九四
十一年	八五		二〇		一〇五
十二年	八五			一〇〇	一八五
十三年	八五			一三〇	二一五

以上の準財政補給金及び財政補給金は何れも地方財政の租税負擔を輕減するに役立つたのであるが、都鄙を通じて之を行ふものと町村財政のみに之を行ふものとがある。又都鄙を通じて負擔の輕減をはかるとしても其の程度は町村財政に厚く大都市財政に薄いのである。即ち、準財政補給金及び財政補給金は農山漁村の租税負擔を輕減するのを重要な目的としてゐるのである。

かくの如く國家財政と地方財政との間に一種の財政補給金の體系が生れんとしてゐる。回顧すれば財政補給金の必要を明かにしたのは内閣審議會であつて、現に廣田内閣の馬場財政は内閣審議會の結論を發展せしめて地方財政調整交付金なる恒久的制度を樹立せんとしてゐたのである。現行の臨時地方財政補給金は内務省所管の歳出臨時部に屬し年々新たに議會の協賛をへる事となつてゐるが、昭和十二年度に一億圓、昭和十三年度に一億三千萬圓を示し昭和十四年度に同じく一億三千萬圓を計上してゐる事を考へると、名は臨時であつても實は恒久化した制度となつてゐるのである。

過去五箇年を通じ觀察するに、米價と繭價との回復、土地賃貸價格の改訂による地租の輕減等により農山漁村の經濟状態は良好に向つてゐる。加ふるに小學校教員俸給分擔金の増額と尋常小學校費臨時補助金と臨時町村財

2) 地方財政改善ニ關スル内閣審議會中間報告。

政補給金と臨時地方財政補給金との新設あり農山漁村の租税負擔は相當に輕減せられたのである。國費膨脹の際に拘らず農山漁村の租税負擔に此の輕減を見たる事は洵に注目に値するのである。實地調査により筆者の見たる所は果して如何になつてゐるであらうか。項を改めて之を論じたい。

### 三 二府三縣に於ける代表的農山漁村の選定

農山漁村の代表的のものを選定する標準は昭和十年に内務省地方局が全國にわたり調査したものを踏襲したものである。内務省調査の昭和九年の生産總金額を各村毎に附記して第二表を得たのである。

第二表 調査村名一覽(括弧内は郡名)(數字は昭和九年の生産額にして單位千圓)

	農 村	養 蠶 村	山 村	漁 村
大阪府	三箇牧 (三島) 三六〇 喜志 (南河内) 二四九 河内 (南河内) 七〇		見山 (三島) 四九 東能勢 (豐能) 三三三 豐野 (北河内) 三三	
京都市	富本 (船井) 三六 與謝 (與謝) 六三〇	吉美 (何鹿) 三六 有路上 (加佐) 三五	花背 (愛宕) 九 小野郷 (葛野) 二〇 黑田 (北桑田) 三〇	東大浦 (加佐) 二五 伊根 (與謝) 四三 下宇川 (竹野) 三六
兵庫縣	神出 (明石) 六〇 口吉川 (美夔) 四七 谷外 (飾磨) 三三	江川 (佐用) 二五 口大屋 (養父) 一三 神樂 (氷上) 二七	越知谷 (神崎) 一六 奥谷 (宍粟) 二四 熊次 (美方) 三	口佐津 (城崎) 四九 室津 (津名) 三九 沼島 (三原) 二〇

奈良縣		滋賀縣	
平和 (添上)	波多野 (山邊)	河西 (野洲)	上草野 (東淺井)
三三	五三	四三	三六
川東 (磯城)	三本松 (宇陀)	平田 (蒲生)	速水 (東淺井)
七三	二六	三〇	三九
當麻 (北葛城)	中莊 (吉野)		大郷 (東淺井)
一九	一六		一、二六
	内ノ牧 (宇陀)		三谷 (高島)
	三六		一四
	黒瀧 (吉野)		磯田 (大上)
	三五		一五
	大塔 (吉野)		小松 (滋賀)
	二四		二五
			島 (蒲生)
			三〇

奈良縣に漁村の無いのは地勢の關係より止むを得ない。大阪府では商工業の色彩が各村に浸潤し漁村養蠶村の適當なるものを採る事が出来なかつた。滋賀縣犬上郡福滿村は代表的農村であつたが、其後彦根市に合併せられたので除く事とした。生産總金額は最低の七萬圓(大阪府南河内郡河内村)(昭和十年の人口九九七人)より最高の百十九萬八千圓(滋賀縣東淺井郡大郷村)(昭和十年の人口四九三五人)に及んでゐる。生産總金額は大體に於て富力を示す筈であるが、數字それ自體が確實でなく加ふるに人口の多少の影響する所が少くないから、一應の參考資料とするに止める。

以上の四十八村につき、先づ人口と經濟事情を明かにして簡單ながら四十八村の輪廓を明かにして置く。人口としては昭和五年十月一日現在の國勢調査人口と昭和十年十月一日現在の國勢調査人口とを比較し、經濟事情としては内務省地方局調の前掲第一表の生産總金額の中で農耕産金額と蠶繭産金額と林産金額と水産金額と工産金額とが何パーセントを占めてゐるかを明かにした。生産額統計が人口國勢調査ほどに正確でない事は云ふ迄もない。かくて第三表を得たのである。

第三表 農山漁村の人口と生産額分譯

	國勢調査人口			生産總金額一〇〇に對し占むる割合					
	昭和五年	昭和十年	五年間の増減△	農耕産	蠶繭産	林産	水産	工業	
	農 村								
養蠶村	大阪府 三筒牧	三〇〇〇	三〇〇〇	+	六〇・〇〇	—	—	〇・六〇	三〇・三〇
	大阪府 喜志	三〇〇〇	三〇〇〇	+	六〇・〇〇	—	—	〇・六〇	三〇・三〇
	大阪府 河内	一〇〇〇	一〇〇〇	△	六〇・〇〇	一・〇〇	八〇・〇〇	—	〇・〇〇
	京都府 富本	三〇〇〇	三〇〇〇	△	四〇・〇〇	七〇・〇〇	三〇・〇〇	一・〇〇	一〇・〇〇
	京都府 與謝	三〇〇〇	三〇〇〇	+	三〇・〇〇	四〇・〇〇	五〇・〇〇	〇・〇〇	三〇・〇〇
	兵庫縣 神出	五〇〇〇	五〇〇〇	+	七〇・〇〇	—	〇・〇〇	—	三〇・〇〇
	兵庫縣 口吉川	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	—	四〇・〇〇	〇・〇〇	一〇・〇〇
	兵庫縣 谷外	三〇〇〇	三〇〇〇	+	六〇・〇〇	—	—	—	—
	奈良縣 平和	三〇〇〇	三〇〇〇	+	六〇・〇〇	—	—	一・〇〇	〇・〇〇
	奈良縣 川東	六〇〇〇	六〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	八・〇〇
	滋賀縣 當麻	三〇〇〇	三〇〇〇	+	六〇・〇〇	三〇・〇〇	一・〇〇	〇・〇〇	一〇・〇〇
	滋賀縣 河西	三〇〇〇	三〇〇〇	+	六〇・〇〇	三〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	一〇・〇〇
	滋賀縣 平田	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	一〇・〇〇
	京都府 吉美	一〇〇〇	一〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	二・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇
	京都府 有路上	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	五・〇〇
兵庫縣 江川	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	四・〇〇	—	四・〇〇	
兵庫縣 口大屋	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	三・〇〇	〇・〇〇	〇・〇〇	
兵庫縣 神樂	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	九・〇〇	—	〇・〇〇	
奈良縣 波多野	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	五・〇〇	〇・〇〇	六・〇〇	
奈良縣 三本松	四〇〇〇	四〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	—	〇・〇〇	一〇・〇〇	
中 莊	三〇〇〇	三〇〇〇	△	六〇・〇〇	三〇・〇〇	—	〇・〇〇	一・〇〇	

農山漁村財政の五箇年記録

農山漁村財政の五箇年記録

農山漁村	山 村	漁 村		計	増減	前年比
		兵庫縣	京都府			
山 村	山 村	滋賀縣	上草野	三・三〇〇	三・三〇〇	—
			速水	三・六九〇	三・六九〇	—
			大郷	五・〇〇〇	四・九〇〇	—
		大阪府	見山	一・三〇〇	一・三〇〇	—
			東能勢	三・〇〇〇	三・〇〇〇	—
			豊野	三・三〇〇	三・三〇〇	—
		京都府	花背	—	—	—
			小野郷	—	—	—
			黒田	—	—	—
		兵庫縣	越知谷	一・八〇〇	一・九〇〇	—
			奥谷	三・四〇〇	三・四〇〇	—
			熊次	三・二〇〇	三・二〇〇	—
		奈良縣	内牧	三・三〇〇	三・四〇〇	—
			黒瀧	三・五〇〇	三・五〇〇	—
			大塔	三・九〇〇	三・九〇〇	—
滋賀縣	山内	一・四〇〇	一・五〇〇	—		
	東小椋	一・六〇〇	一・七〇〇	—		
	三谷	一・四〇〇	一・四〇〇	—		
京都府	東大浦	一・八〇〇	一・八〇〇	—		
	伊根	三・三〇〇	三・三〇〇	—		
	下宇川	三・三〇〇	三・三〇〇	—		
兵庫縣	口佐津	三・四〇〇	三・四〇〇	—		
	室津	三・一〇〇	三・一〇〇	—		
	沼島	三・三〇〇	三・三〇〇	—		
小松	三・三〇〇	三・三〇〇	—			
計	—	—	—	—	—	
増減	—	—	—	—	—	
前年比	—	—	—	—	—	

滋賀縣		島		磯		田	
二、六七九	二、六三七	△	△	六、四三	〇・七〇	二、六四	一、四・三
二、三三九	二、一八〇	△	△	七、三二	二、七七	〇・一八	一、六・九三
							〇・四五

第三表を見て氣付くのは、昭和五年十月一日より昭和十年十月一日に至る五箇年間に人口の増してゐる村が十七にして減少してゐる村が三十一である事である。内地人口が昭和五年の六千四百四十五萬人より四百八十萬人増して昭和十年の六千九百二十五萬人となつてゐるのと比較して著しき對照をなしてゐる。その中で農村と山村との人口は増加と減少との兩方の場合を示してゐるが、養蠶村と漁村とは例外なく減少してゐるのである。地方局が代表村を選定した標準如何により此の結果を生じたかも知れぬが、これによつて我が農山漁村の進んでゐる一方を知るのである。

次に注意すべきは農村、養蠶村、山村、漁村の純粹なる形態が少く生産總金額が農耕産、蠶繭産、林産、水産、工産等の各方面に跨つて多角的生産を示してゐる事と或る意味に於ては凡ての村が農村である事とである。特に注目すべきは四十八箇村の中で工産額が生産總額の一割以上を占めてゐる村が十五に上り、大阪府の見山村の如きは六割五分の大きに達してゐるのである。

茲に農山漁村財政の五箇年記録を調べるに當り、生産總金額に於て農村、養蠶村、山村、漁村の色彩が最も濃厚に現はれてゐるものゝみを二府三縣より一村づゝ採用した。農村としては大阪府の三箇牧、京都府の富本、兵庫縣の谷外、奈良縣の平和、滋賀縣の平田の五箇村をとり、養蠶村としては京都府の吉美、兵庫縣の神樂、奈良縣の中莊、滋賀縣の上草野の四箇村を選び、山村としては大阪府の豊野、京都府の花背、兵庫縣の越知谷、奈良

縣の黒瀧、滋賀縣の三谷の五箇村を調べ、漁村として京都府の伊根、兵庫縣の沼島、滋賀縣の小松の三箇村によつたのである。かくて都合十七箇村を得たのである。

#### 四 昭和九年度乃至十二年度の十七箇村の租税負擔

大都會の市民の租税負擔は主として國税に集中せられてゐるのであるが、農山漁村の住民の租税負擔は寧ろ地方税中心となつてゐる。而して農山漁村の負擔する地方税の主要なるものに、物税としては地租附加税があり、人税としては戸數割を數へる事が出来る。又、農山漁村の負擔する直接國税は少いと云ふもの、國税地租は相當額の數字を示してゐる。前項に選定した十七箇村につき國税地租と府縣税の代表たる地租附加税と特別地税と村税として代表的の戸數割と地租附加税と特別地税附加税とを調べて、昭和九、十一、十二年度に第四表の結果を得たのである。

第四表 十七箇村の主要國税地方税負擔額表

年 度	昭 和	國 税 地 租	府 縣 税		村 税		戸 數 割
			地 租 附 加 税	特 別 地 税	地 租 附 加 税	特 別 地 税	
十 九	三 箇 牧 (大 阪 府)	七、六二	四、九八	一四二	四、〇一	二九〇	六、八四七
十 一	富 本 (京 都 府)	七、二七	四、五八	一六四	四、三九	二八八	七、五二八
十 二		七、七九	五、四七	—	四、六三	—	六、四六七
十 九		五、〇三	五、〇八一	六六〇	三、九七	五、四	一〇、〇七四
十 一		五、〇七	五、五〇七	六八三	三、六四	四、五	一〇、六三三



漁村			山村			
小松 (滋賀縣)	沼島 (兵庫縣)	伊根 (京都府)	三谷 (滋賀縣)	黒瀬 (奈良縣)	越知谷 (兵庫縣)	花脊 (京都府)
十一 九	十一 九	十一 九	十一 九	十一 九	十一 九	十一 九
三、五五四	三、六二七 三、六八八	三、三六九 三、三九一	三、九二二 三、九二二	七、三六一 七、三六一	一、八五六 一、八五六	三、四一九 三、五三三
三、五五五	四、八七一 四、八二三	二、四一四 二、四一四	五、七三三 五、七三三	一、〇七一 一、〇七一	一、七四三 一、七四三	三、七七一 三、七七一
三、六一	六、三三 六、三三	二、七三三 二、七三三	五、五五 五、五五	五、五五 五、五五	五、四八 五、四八	三、三三 三、三三
二、四九〇	二、九九五 二、六四九	二、三三八 二、三三八	四、七三三 四、七三三	四、五五〇 四、五五〇	一、二七二 一、二七二	— —
三、四	三、八九 三、四	三、三 三、三	五、四〇 五、四〇	二、三三 二、三三	二、八九 二、八九	— —
八、二五一	一〇、七二五 七、六〇九	三、八四三 三、九二二	四、二八 九、四七六	一〇、一三九 五、四九九	九、〇八七 五、〇四二	四、〇九三 三、七四九

第四表を見るに、地租は殆んど變つてゐない。土地賃貸價格が課税標準となつてゐるから、十年毎に起る土地賃貸價格の改訂の時期——最近の例について云へば昭和十三年度——でない限りは大なる變化を示さないのでは

る。地租附加税、特別地税、特別地税附加税、戸數割に於ては、多少の例外を除き減少の傾向の著しきものがある。これ尋常小學校費臨時補助金、臨時町村財政補助金、臨時地方財政補助金を國庫より地方團體に交付した結果である。第四表の地租、地租附加税、特別地税、特別地税附加税は農山漁村の負擔する租税の主要部分を占めてゐるのであるが、更に進んで租税負擔總額を調べる必要がある。但し間接國税は轉嫁關係が複雑せる爲め正確なる負擔を明かにし難い虞があるから、第五表には直接税負擔額を示すに止めたのである。

第五表 十七箇村の直接税負擔額表

昭和 年度	直接税負擔額(圓)				直接國税に對する比率(%)			
	直接國税	府縣稅	村稅	計	直接國税	府縣稅	村稅	計
九 一 一 二 九 一 一 二 九 一 一 二	三箇牧(大阪府)				三箇牧(大阪府)			
	八、九三五	八、九九九	三三、九八八	三三、八七三	100	100	一五八	一五八
	九、一四	一〇、五九九	一五、三三八	三五、〇七一	100	一六	一六八	一八四
	一〇、一三八	一〇、一八二	一四、〇七	三四、四九七	100	101	一三八	三〇〇
	五、九〇二	九、〇六一	一七、三九六	三三、八九九	100	一六三	二九四	五五七
	七、〇一五	一〇、一七六	一七、五八六	三四、八七七	100	一四六	二五〇	四九七
	七、四四五	九、〇二	一六、二五	三三、六一	100	一一	二八	四〇〇
	四、二六一	九、三七六	三三、六六	三七、二五三	100	三〇	三九	六三九
	四、六三	九、三二	一五、二〇	二九、〇四	100	100	三三〇	六三〇
	四、六四六	七、三五三	三二、一五	三四、一五	100	一五	二六一	五九
	五、五五八	二二、八七七	二四、八八二	三三、二九七	100	三三	二六七	五九
	五、八六四	一三、八七七	一五、一三五	三三、八六	100	二八	二五八	五七六
六、四六三	九、一八七	一七、六六九	三三、三三九	100	一四三	二七三	五一五	
五、六〇七	一三、五五	一六、三三四	三五、三三	100	二四	二八九	六三〇	
農				農				
富本(京都府)				富本(京都府)				
七、四四五	九、〇二	一七、五八六	三三、六一	100	一一	二八	四〇〇	
四、二六一	九、三七六	三三、六六	三七、二五三	100	三〇	三九	六三九	
四、六三	九、三二	一五、二〇	二九、〇四	100	100	三三〇	六三〇	
四、六四六	七、三五三	三二、一五	三四、一五	100	一五	二六一	五九	
五、五五八	二二、八七七	二四、八八二	三三、二九七	100	三三	二六七	五九	
五、八六四	一三、八七七	一五、一三五	三三、八六	100	二八	二五八	五七六	
六、四六三	九、一八七	一七、六六九	三三、三三九	100	一四三	二七三	五一五	
五、六〇七	一三、五五	一六、三三四	三五、三三	100	二四	二八九	六三〇	
村				村				
平和(奈良縣)				平和(奈良縣)				
九	五、六〇七	一三、五五	一六、三三四	三五、三三	100	二四	二八九	六三〇
十一	五、八六四	九、一八七	一七、六六九	三三、三三九	100	一四三	二七三	五一五
十二	五、五五八	二二、八七七	二四、八八二	三三、二九七	100	三三	二六七	五九
九	五、八六四	一三、八七七	一五、一三五	三三、八六	100	二八	二五八	五七六
十一	六、四六三	九、一八七	一七、六六九	三三、三三九	100	一四三	二七三	五一五
十二	四、六四六	七、三五三	三二、一五	三四、一五	100	一五	二六一	五九
十一	四、六三	九、三二	一五、二〇	二九、〇四	100	100	三三〇	六三〇
九	四、二六一	九、三七六	三三、六六	三七、二五三	100	三〇	三九	六三九



村		漁		伊		三			
小		沼		根		谷			
松		鳥		京		滋			
(滋賀縣)		(兵庫縣)		(京都府)		(滋賀縣)			
十二	十一	十二	十一	十二	十一	十二	十一	十二	十一
四、五六一	四、三〇九	四、〇六六	三、五三三	四、〇九	四、三三	六〇〇	六二二	五九〇	一九〇四
二〇、三三三	二二、八七七	二二、六七四	九〇三	三、四九九	四、〇三五	四、〇〇六	二、九二七	三、七五〇	五、一六〇
一四、九三九	一八、四四九	一四、九八八	四、四六七	二〇、五五一	一三、八五〇	一四、一〇九	六、四九四	七、四五二	三七、一〇八
二九、八七三	三五、五五五	三一、七七八	五、七三三	七、七三六	一八、三七四	一八、五五八	一〇、〇二二	一一、八二三	四四、二六一
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
三五	五〇五	三二	二五五	三〇四	八〇六	九四七	四八七	六二二	二七二
三六	四三八	三六八	一、二六五	一、五九〇	二、七五五	三、三三五	一、〇八一	一、二七七	一九五五
六五三	八四四	七六〇	一、六三一	二、〇三三	二、八〇三	三、六八二	一、六七〇	二、二〇〇	二、三三八

農山漁村いづれを見ても、昭和十一年より昭和十二年にかけて直接税の負擔額が減少してゐるのを見る。更に直接國稅一〇〇として見たる地方税の比率の減少してゐる事も明かである。

昭和十一年乃至十二年の農村負擔の減少は全く地方税對策が其の效果を示したのに外ならない。然らば支那事變下の昭和十三年度は如何なる情勢を示してゐるのであらうか。昭和十三年度については當初豫算のみ發表せられ調定額が判明しないから、間接の資料により之を推定する事とした。

### 五 昭和十三年度の農山漁村の財政

昭和十三年度の我が財政は國家經費の方面に於て未曾有の膨脹を見てゐるから、それと調和をとる爲めに地方經費については努めて節約方針を維持し、従つて農山漁村財政の經費は原則として變化を見ないのである。故に

農山漁村の租税負擔に増減ありとせば、税制整理に伴ふ國税負擔の軽減と財政補給金の増額による地方税の減少との二方面に於て之を見るのである。

我が國税は最近二箇年間に若干の新税法と臨時租税増徴法と北支事件特別税法と支那事變特別税法との制定の爲めに相當額の増税を見たのであるが、此等の増税は主として都會中心に行はれ、農山漁村の方面には原則として影響が少なかつたのである。寧ろ不動産登録税の軽減と地租の軽減とによつて幾分の減税を見たのである。農村に利害關係の最も大なる國税は地租である。地租は税率に變化なき限り土地賃賃價格によつて其の税額が定まるものである。而して昭和十三年には土地賃賃價格の改訂あり、十七箇村は次の如き影響を受けたのである。

第六表 十七箇村の土地賃賃價格の新舊比較(單位圓)

		舊賃賃價格	新賃賃價格	差引き減少
農 村	三箇牧	215,897	142,293	73,604
	富本	151,412	109,322	42,090
	谷外	126,002	86,239	39,763
	平和田	144,916	106,875	38,041
養 蠶 村	吉美	70,775	51,032	19,743
	神樂	67,179	48,291	18,888
	中莊	21,686	16,115	5,571
	上草野	52,631	38,641	13,990
山 村	豐野	85,740	65,899	19,841
	花背	15,081	11,307	3,684
	越知谷	60,819	48,292	12,527
	黒瀧	30,603	27,424	3,179
	三谷	34,464	23,599	10,865
漁 村	伊根	15,298	11,575	3,723
	沼島	4,305	3,281	1,024
	小松	106,488	78,247	28,241

第六表を見るに、選定したる豊山漁村は例外なく土地賃貸価格を減じ従つて國稅地租の負擔の輕減を見たのである。國稅地租に輕減を見たる以上は、豊山漁村は昭和十三年度の直接國稅に關する限り少くとも負擔は増加しないと云ふ事が出来る。

次に地方稅關係を見る。最近五箇年間に十七箇村が國庫より受取つた財政補助金は第七表の示すが如く年を逐つて増加してゐる。

第七表 十七箇村の受くる財政補助金の五箇年比較（一般補給金のみ）（單位圓）

		九 年 度	十 年 度	十 一 年 度	十 二 年 度	十 三 年 度
農 村	三箇牧	445	154	—	1,677	4,067*
	富本	417	396	940	4,641	6,900
	谷外	415	161	—	3,682	5,661
	平和田	295	120	—	2,301	4,933
養 蠶 村	平田	454	167	—	4,508	6,749
	吉美	—	—	1,000	4,514	5,586
	神樂	1,579	888	3,370	9,001	9,661
	中莊	1,150	1,203	2,295	5,817	5,912
山 村	上草野	1,346	1,275	1,966	3,594	8,955
	豐野	319	127	—	4,820	5,626*
	花春	474	295	3,850	3,078	4,165
	越知谷	1,311	592	5,050	6,072	6,739
漁 村	黑瀧	2,141	1,195	4,156	3,170	8,361
	三谷	1,023	560	3,249	4,048	4,110
	伊根	785	496	1,550	7,449	8,605
村	沼島	929	470	3,379	5,049	5,563
	小松	655	842	—	3,517	4,946

昭和九年度、十年度の尋常小學校費臨時補助金、昭和十一年度の臨時町村財政補給金は比較的小額であつた爲

め地方税軽減には其れほど役立たなかつたのであるが、昭和十二年度の臨時地方財政補給金一億圓は相當の影響を及ぼしたのである。更に昭和十三年度は事變下に拘らず、臨時地方財政補給金を一億三千萬圓に増したのであるから、農山漁村の負擔は戸數割、地租附加税、雜種税等に於て一層軽減せられた譯である。

農山漁村の負擔すべき國税として最も重要な地租が土地賃賃價格改訂の結果として減じ、次に財政補給金の増加により地租附加税、戸數割、雜種税が軽減せられたとせば、昭和十三年度の農山漁村の租税負擔は先づ以て軽減せられたと見て差支へなからう。

## 六 結 論

大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣の代表的農村、養蠶村、山村、漁村四十八を實地踏査し、特に十七箇村を選定して昭和九、十、十一、十二、十三の五箇年にわたり租税負擔を明かにしたのである。

過去五箇年の実績を見るに、最初は各村ともに苦しい財政生活を送つたのである。米價、繭價等原始生産物の價格が底をついてゐるに拘らず租税額は相當に高かつたのであるから、せめて時局匡救豫算によつて財政生活の辻褄を合はせると云ふ有様であつた。然るに一方に於ては米價、繭價等が徐々に持ち直して景氣が回復し農山漁村の生活が容易になると共に他方に各種の財政補給金を交付する事により地方税の増加を食ひ止め又は軽減をはかる事となつたのが最近の情勢である。特に臨時町村財政補給金を臨時地方財政補給金に擴張し、更に其の金額を増加すると共に、地租の課税標準を引下げることによつて、農山漁村の財政生活を改善する事が出来たのである。

戦争と云へば地租の税率が上がり負擔増加するものと思ひ込んでゐた田舎の故老達は日清戦争日露戦争の當時を回顧し、今昔の感に堪えないものがある。

昭和十四年度豫算を見るに、臨時地方財政補給金は前年通りに一億三千萬圓を計上してゐる。農山漁村は直接稅負擔を輕減せられてゐるにしても間接稅負擔が増し銃後の施設の爲めの協議費の増加を見てゐるかも知れない。それにしても増稅が相ついで行はれてゐる事變下に於て直接稅の負擔が幾分でも輕減せられたゞけでも喜ぶべき傾向と云はねばならぬ。

地方財政の上に臨時地方財政補給金の與へた功績は没する事の出来ないものがある。但し形式的には毎年「臨時」の名を附して暫定的に要求すると云ふ弱いものでありながら實質的には増すを知つて減するを知らないと云ふ強いものである事が臨時地方財政補給金制度の特色であつて、この矛盾してゐる所に本制度の缺陷が存してゐる。中央地方を通ずる稅制の根本的改革により地方財政調整交付金制度の確立を期する事の必要なるは、筆者の「農山漁村財政の五箇年記録」よりも裏書き出来るのである。

山村については東京帝國大學農學部林政學教室の第一回乃至第三回山村經濟實態調査報告書と全國山林會聯合會の第四回山村經濟實態調査報告書とが有益なる參考資料を提供してゐる。